

高等学校等就学支援金等

令和8年度予算額（案）
(前年度予算額)

5,824億円
4,074億円

＜内訳＞ 高等学校等就学支援金交付金

5,800億円

公立高等学校授業料不徴収交付金
高等学校等就学支援金事務費交付金

0.1億円
24億円

背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

- 高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、教育の機会均等を図り、もって、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資する。

事業内容（事業実施期間：平成22年度～、【新制度】令和8年度～）

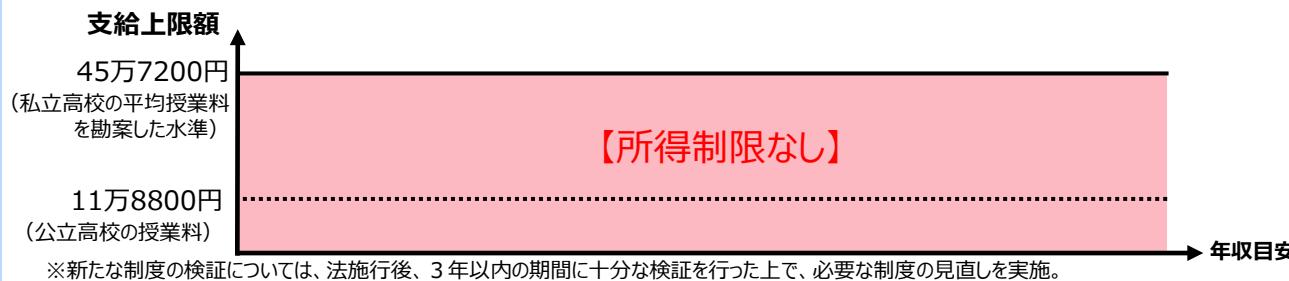
- ◆ 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チームによる三党合意（令和7年10月29日、令和7年12月18日）に基づき、いわゆる高校無償化については、我が国社会を担う人材育成のため、高校生等の授業料に充てる高等学校等就学支援金制度の拡充を図り、年収に関わらず、高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、高等学校等就学支援金を支給。また、国と地方の役割分担の在り方を踏まえ、これまでの10／10国負担から1／4の都道府県負担を導入。
(設置者が代理受領)

【新制度】所得制限：なし

支給上限額：11万8800円（公立）、45万7200円（私立）

※ 国立高校等についても、実質無償。

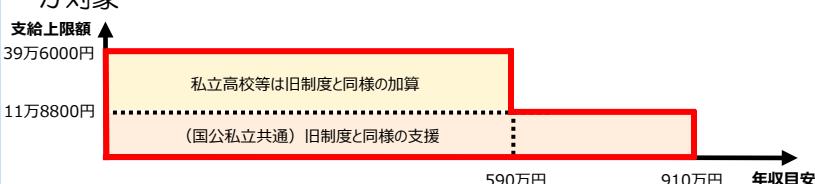
※ 私立高校等の通信制課程に通う生徒の支給上限額は 33万7200円。



【経過措置】新制度対象外となる在校生（留学生を含む）が対象
【高等学校等就学支援金（経過措置）】
【新修学支援（予算補助）】



【参考（予算補助）】新制度対象外となる新入生（留学生を除く）が対象
【参考（予算補助）】新制度対象外となる新入生（留学生を除く）



新制度対象校種 高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

新制度対象者 上記の対象校種に在学し、日本国内に住所を有する者のうち、以下①～⑦のいずれかに該当する者。
①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、
⑦家族滞在のうち日本で出生、又は小学校卒業までに来日し、小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

実施主体 公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

負担割合 公・私立高校等：国3／4、都道府県1／4
国立高校等：国10／10

（担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム）

高等学校等就学支援金・新制度における支給上限額（年額）

区分	国立	公立	私立
高等学校全日制	115,200	118,800	457,200
高等学校定時制	(115,200)	32,400	457,200
高等学校通信制	(115,200)	6,240	337,200
中等教育学校後期課程	115,200	118,800	457,200
特別支援学校高等部	4,800	4,800	457,200
高等専門学校	234,600	234,600	457,200
専修学校 高等課程・一般課程 昼間学科	(166,800)	457,200	457,200
専修学校 高等課程・一般課程 夜間等学科	(166,800)	(457,200)	457,200
専修学校 高等課程・一般課程 通信制学科	(166,800)	(337,200)	337,200
各種学校	(115,200)	457,200	457,200
特定教育施設	118,800	(457,200)	(457,200)

※括弧書きは実際には存在しないもの。
※調整中。今後変更の可能性あり

【参考】令和2～7年度の高等学校等就学支援金における支給上限額（年額）

区分	国立		公立		私立	
	590万円未満	590万円以上 910万円未満	590万円未満	590万円以上 910万円未満	590万円未満	590万円以上 910万円未満
高等学校全日制	115,200	115,200	118,800	118,800	396,000	118,800
高等学校定時制	(115,200)	(115,200)	32,400	32,400	396,000	118,800
高等学校通信制	(115,200)	(115,200)	6,240	6,240	297,000	118,800
中等教育学校後期課程	115,200	115,200	118,800	118,800	396,000	118,800
特別支援学校高等部	4,800	4,800	4,800	4,800	396,000	118,800
高等専門学校	234,600	118,800	234,600	118,800	396,000	118,800
専修学校 高等課程・一般課程 昼間学科	(118,800)	(118,800)	396,000	118,800	396,000	118,800
専修学校 高等課程・一般課程 夜間等学科	(118,800)	(118,800)	(396,000)	(118,800)	396,000	118,800
専修学校 高等課程・一般課程 通信制学科	(118,800)	(118,800)	(297,000)	(118,800)	297,000	118,800
各種学校	(118,800)	(118,800)	118,800	118,800	396,000	118,800
各省所管学校	118,800	118,800	—	—	—	—

※括弧書きは実際には存在しないもの

事業趣旨

- 「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について（令和7年10月29日 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）」において、これまで高等学校等就学支援金制度で対象としていた外国籍生徒及び外国人学校の扱いについて、「現行制度の受給資格を見直し、在留資格を要件とする制度を導入することとし、高等教育の修学支援新制度と同様に「留学等」の我が国に定着することが見込まれない在留資格者を対象外とする。また、各種学校のうち外国人学校を指定する制度については、廃止する。」とされた。
- その上で、「在校生（留学生を含む）については、在学関係が続く限り現行制度による支援を継続する。新入生については、従前の制度では支給対象となっていた者（留学生を除く）には、収入要件の設定を含めて現行制度による支援と同等の水準で支援することとされたことを踏まえ、都道府県が当該生徒に係る授業料を支援する場合、国が都道府県に対して補助する。

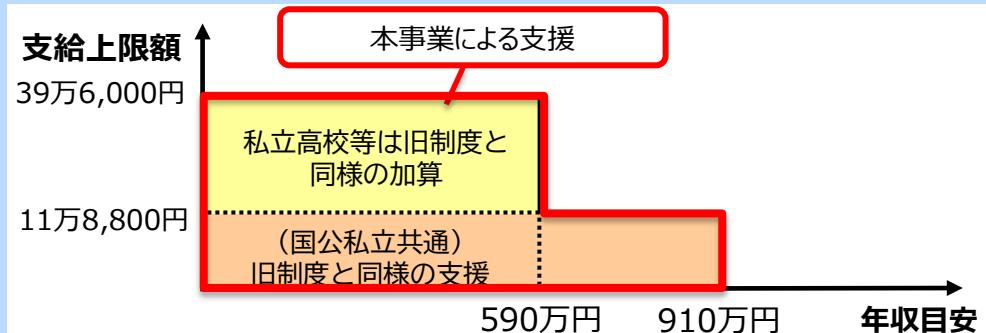
事業内容

- 高等学校等就学支援金制度の見直しに伴い、新制度の対象外となる外国籍及び外国人学校の生徒に対して、旧制度と同等の水準で、都道府県が当該生徒に係る授業料を支援する場合、国が都道府県に対して所要額の3／4を補助する。（高等学校等修学支援事業費補助金）

①R8新入生対象

(就学支援金新制度対象外の外国籍及び外国人学校の生徒)※留学生除く

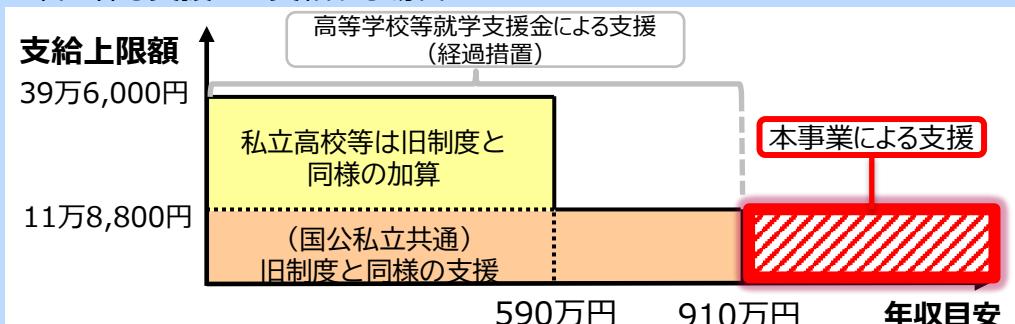
- ◆令和8年4月以降に入学する生徒のうち、就学支援金の旧制度であれば、支給対象となりうる年収約910万円未満世帯の生徒（留学生除く）を対象に、上限39.6万円／年の授業料に係る支援金を支給する場合



②R8在校生対象

(就学支援金新制度対象外で経過措置が適用される外国籍及び外国人学校の生徒)※留学生含む

- ◆令和8年3月末から引き続き高等学校等に在籍する生徒（在校生。留学生含む）であって、旧制度であれば就学支援金の所得制限を受けている年収約910万円以上世帯の生徒等を対象に、上限11.88万円／年の授業料に係る支援金を支給する場合



対象校種

旧制度であれば対象となる改正前の就学支援金法第2条に規定する高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む）

対象者

就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒

補助対象 経費

都道府県が行う本事業に要する経費（事務費含む）
※国立高校等は国が事業を実施

実施 主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

負担 割合

公・私立高校等：国3／4、都道府県1／4
国立高校等：国10／10

(担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム)

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和8年度予算額（案） 322億円
(前年度予算額 152億円)



背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：平成26年度～）

◆ 高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するための高校生等奨学給付金について、令和7年10月の三党の合意を踏まえ、対象を中所得世帯（年収490万円程度）まで拡充するとともに、国の補助割合を1/3から1/2へ変更する。

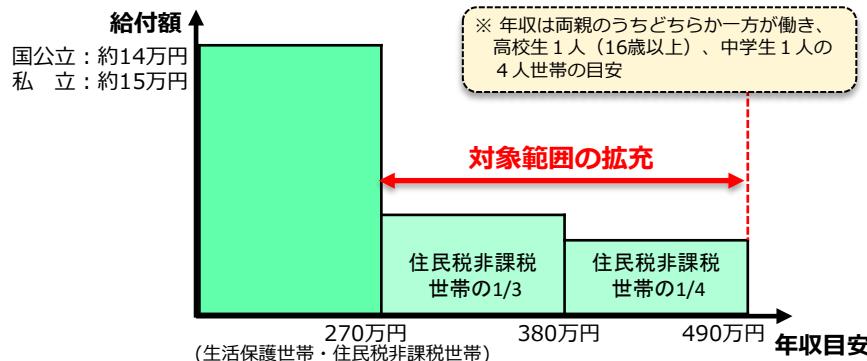
※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費 など

■三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について（令和7年10月29日
自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）（抜粋）

（3）高校生等奨学給付金の低中所得世帯への拡充

●子供たちが希望する高校等へ進学し、学びを継続できるようにするために、授業料以外の教育費の支援を充実させる。具体的には、高校生等奨学給付金について、中所得層までの範囲の拡大や地方に負担が生じることのないよう来年度から国の負担割合を10分の10とすることなど見直しをする。

＜令和8年度 支援スキーム＞



＜令和8年度予算案 給付額＞

世帯区分	年収270万円未満 (生活保護世帯・ 住民税非課税世帯)		拡充部分			
	国公立	私立	年収270～380万円 (非課税世帯の1/3)		年収380～490万円 (非課税世帯の1/4)	
			国公立	私立	国公立	私立
生活保護世帯	32,300円	52,600円				
上記以外 の世帯	全日制等	143,700円	152,000円	47,900円	50,670円	35,930円
	通信制	50,500円	52,100円	16,830円	17,370円	12,630円

対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

※旧制度であれば対象となる改正前の就学支援金法第2条に規定する高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯の支援のみ対象。

対象者

日本国内に住所を有する者のうち、以下のいずれかに該当する者。

①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
⑦家族滞在のうち日本で出生、又は小学校卒業までに来日し、小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者
※就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒（R8新入生である留学生を除く）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯への支援のみ対象。

補助対象 経費

都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に
要する経費

実施 主体

都道府県

補助 割合

国 1/2 都道府県 1/2

（担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム）

高校等で学び直す者に対する修学支援

令和8年度予算額（案）

6億円

（前年度予算額）

5億円



背景説明

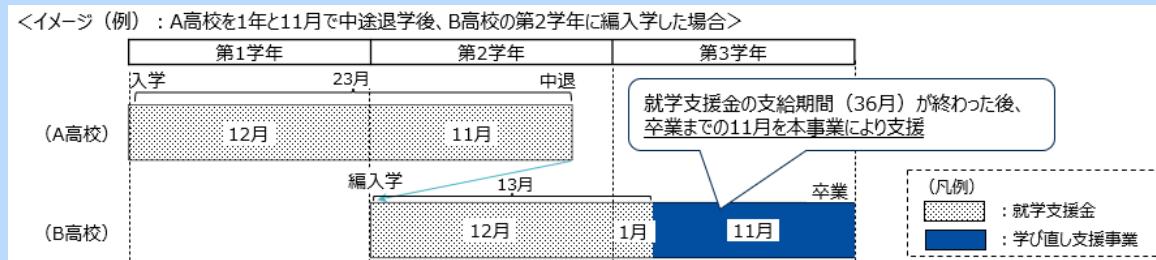
○家庭の経済状況にかかわらず、高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

○都道府県が行う高校等に係る学び直し支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、高校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資する。

事業内容（事業実施期間：平成26年度～【新制度】令和8年度～）

- ◆ 高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者に対して、都道府県が、就学支援金の支給期間後も、卒業までの最長12月（定時制・通信制は最長24月）、継続して授業料に係る支援金を支給。また、国と地方の役割分担の在り方を踏まえ、これまでの10／10国負担から1／4の都道府県負担を導入。



①就学支援金新制度対象者 (日本国籍・特別永住者等)

- ◆ 所得制限なし
- ◆ 337,200円／年を上限として支給

②就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒（R8.4以降に新たに学び直し支援を受ける者（留学生除く））

- ◆ 年収910万円未満世帯の生徒等を対象に、118,800円／年を上限として支給
- ◆ 私立高校等に通う年収590万円未満世帯の生徒等を対象に、297,000円／年を上限として支給

③就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒（R8.3末に学び直し支援を受けていた者（留学生含む））

- ◆ 世帯年収に関わらず、118,800円／年を上限として支給
- ◆ 私立高校等に通う年収590万円未満世帯の生徒等を対象に、297,000円／年を上限として支給

※主として定時制・通信制高校の学び直し支援2年目を想定。

対象 校種

① 就学支援金新制度対象校
②・③ 旧制度であれば対象となる改正前の就学支援金法第2条に規定する高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む）

対象者

①については就学支援金新制度対象者、②・③については就学支援金新制度の対象外となる者
※いずれも高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者で就学支援金の在学期間の要件以外の受給資格を有する者

実施 主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

負担 割合

公・私立高校等：国3／4、都道府県1／4
国立高校等：国10／10

（担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム）

目標・目的

- 文部科学大臣が認定又は指定する在外教育施設の高等部に在学する生徒が授業料に充てるために必要とする経費を国が補助することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資する。
※ 国の事業として直接実施

事業内容（事業実施期間：平成26年度～）

- ◆ 日本国内の高等学校等の生徒に対して授業料を支援する「高等学校等就学支援金」と同等の支援を在外教育施設の高等部に在籍する日本人高校生にも実施。
※ 補助対象期間は36月（退学して再入学する場合、支給期間を過ぎても最大12月延長して支給）
- ◆ 令和8年度予算案
 - 令和8年度からの高等学校等就学支援金の拡充に合わせて、海外の日本人高校生への支援についても、所得制限を廃止し、支給上限額を45万7,200円に引き上げる。
 - 高等学校等就学支援金制度との均衡を考慮し、日本国籍を有する者に加え、特別永住者及び永住者についても支給対象とする。

対象校

※ 対象となるのは、文部科学大臣の指定又は認定する以下の在外教育施設

上海日本人学校（中国）、早稲田渋谷シンガポール校（シンガポール）、立教英國学院（英國）、
帝京ロンドン学園（英國）、スイス公文学園（スイス）、慶應義塾ニューヨーク学院（米国）

実施主体

国

負担割合

国 10/10

高校等専攻科の生徒への修学支援

令和8年度予算額（案） 6億円
(前年度予算額 5億円)



背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、高等学校等の専攻科に通う生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

○都道府県が行う高等学校等の専攻科に通う生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：令和2年度～）

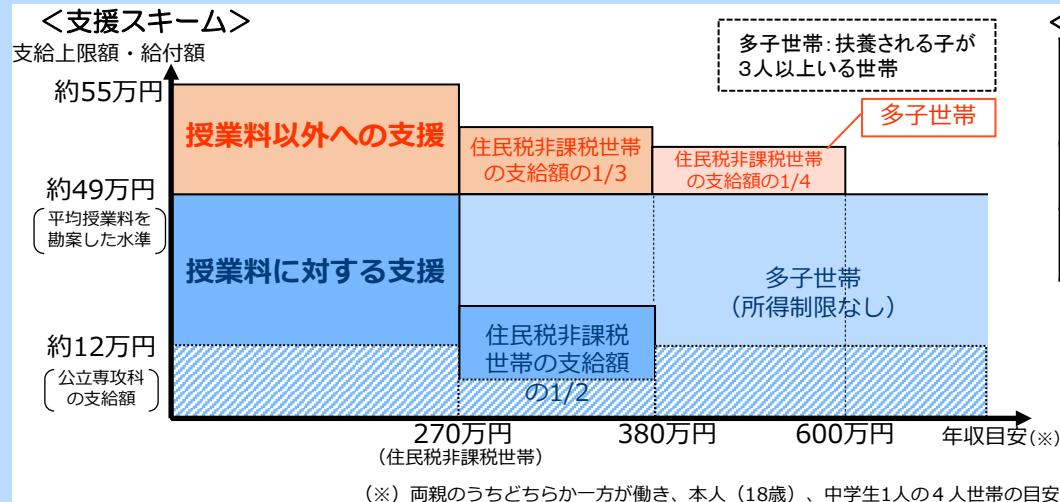
◆ 高等学校等の専攻科に通う低所得世帯（家計が急変した世帯を含む）や多子世帯の生徒に対して、都道府県が授業料及び授業料以外の教育費について支援事業を行う場合、国が都道府県に対してその経費の一部を補助。

◆ 令和8年度予算案

○授業料への支援：私立高校等の専攻科の支給上限額を**49万3,200円**（平均授業料を勘案した水準）に引き上げる。

○授業料以外の教育費への支援：① 年収270～600万円程度の世帯の給付額を引き上げる。

⇒ 年収270～380万円程度：住民税非課税世帯の1/5→**1/3** 年収380～600万円程度の多子世帯：住民税非課税世帯の1/5→**1/4**
② 国の補助割合を1/3から1/2へ変更する。

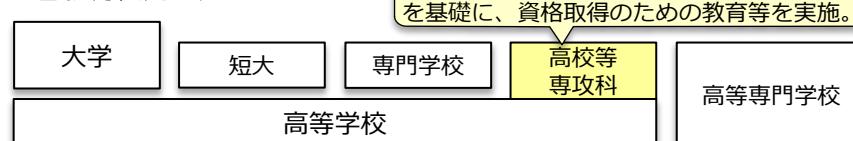


＜1人当たり支給上限額・給付額＞ (単位：円)

区分	年収270万円未満 (住民税非課税世帯)		年収270～380万円		多子世帯 (所得制限なし)	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立
授業料	118,800	493,200 (+66,000)	59,400	246,600 (+33,000)	118,800	493,200 (+66,000)
授業料以外	50,500	52,100	16,830 (+6,730)	17,370 (+6,950)	※12,630 (+2,530)	※13,030 (+2,610)

※年収380～600万円程度世帯のみ対象

＜各教育機関の位置づけ＞



対象校種

高等学校及び特別支援学校の専攻科

※授業料以外の教育費への支援においては、特別支援教育就学奨励費の対象となる特別支援学校の専攻科を除く。

対象者

日本国内に住所を有する者のうち、以下①～⑦のいずれかに該当する者。

①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑦家族滞在のうち日本で出生、又は小学校卒業までに来日し、小学校、中学校及び高校等を卒業した者であって、高校等専攻科の修了後、日本で就労して定着する意思があると認められた者
※上記①～⑦のいずれにも該当しない者は、旧制度を適用。

補助対象経費

高校等専攻科に通う生徒に対して都道府県が行う支援事業に要する経費

実施主体

都道府県

補助割合

授業料：国 1/2、都道府県 1/2

授業料以外の教育費：国 1/2、都道府県 1/2

(担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム)